

平成28年度 高岡市立国吉小学校いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組む。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

(2) いじめの防止等の対策

① いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

教師の適切な指導の下、児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

○ 児童理解と環境づくり

- ・ 児童理解やいじめ防止に関する研修を行ったり、「気になる児童」についての連絡会を開いたりして、情報を共有し、全校体制で指導に当たる。
- ・ 国吉っ子の「生活習慣スタンダード」と「学習習慣スタンダード」の徹底を図ることにより、学習規律を整えたり、規範意識を醸成したりする。
- ・ 個人面談(年3回以上)やQ-U調査(年3回)を行い、望ましい学級集団づくりに役立てる。

○ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

- ・ 総合的な学習の時間や交流学習(縦割り活動、地域体験学習等)を通して、いろいろな人たちとの触れ合いの機会を設ける。
- ・ 道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱い(年2回)、1回は授業参観として保護者に公開する。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング等を取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てる。
- ・ 構成的グループエンカウンターを取り入れ、好ましい人間関係を育てる。
- ・ 児童会でいじめをなくす活動を企画・運営する。
- ・ ボランティア活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育む。

○ 家庭や地域等との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・ 育成会や学校評議員、民生児童委員、人権擁護委員、保護司等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・ ネットいじめを防止するため、児童・保護者向けの研修会を実施し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。
- ・ 育成会や国吉中学校と連携した挨拶運動を実施する。

② いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わる。また、早い段階からチームを組んで的確に対応する。

○ 日常的な観察

- ・ 授業開始時刻前に担任(担当)が教室等へ行き、児童の様子を見守る。
- ・ 児童の会話や遊びの様子、日記等からも情報を収集し、情報交換を積極的に行う。

○ アンケート調査

- ・ いじめ実態調査を兼ねた「学校生活アンケート」を毎月行う。
- ・ 「このごろのぼく・わたし」アンケートを学期に1回行い、指導に生かす。

○ 教育相談

- ・ カウンセリング週間を設け、「このごろのぼく・わたし」アンケート結果をもとに、学級の児童全員と個人面談を行う。(学期に1回)
- ・ 保護者や地域の皆様から情報を得るように努める。
- ・ スクールカウンセラーと連携をとり情報収集に努め、必要に応じて教育相談の場を設ける。

③ いじめへの早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行う。また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

○ いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

○ いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラーと連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整える。

○ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、スクールカウンセラー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとる。

④ いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。また、いじめ事案を検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

○ 児童の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・ 児童の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

○ 再発防止の取組

- ・ 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

(3) いじめ対策委員会

① 構成員

- ・ **学校** … 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、その他関係する教職員
- ・ **地域** … 人権擁護委員、民生・児童委員、保護司
※ 必要に応じて、スクールカウンセラーや関係機関、関係諸団体の代表者等に参加を要請する。

② 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・ いじめ事案の調査と対応。

(4) 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・「学校生活アンケート」の記入 ・Q-U調査(各学級) ・国吉っ子の「生活習慣スタンダード」と「学習習慣スタンダード」の見直し	10	・「学校生活アンケート」の記入 ・Q-U調査(各学級) ・挨拶運動(育成会・児童会)
5	・「学校生活アンケート」の記入 ・第1回いじめ対策委員会 ・グラウンド除草(ボランティア活動) ・挨拶運動(育成会)	11	・「学校生活アンケート」の記入 ・カウンセリング週間(Q-U調査や「このごろのぼく・わたし」アンケートを生かした個人面談) ・西山ウォーク
6	・「学校生活アンケート」の記入 ・カウンセリング週間(Q-U調査や「このごろのぼく・わたし」アンケートを生かした個人面談) ・授業公開(いじめに関する道徳) ・挨拶運動(児童会)	12	・「学校生活アンケート」の記入 ・人権週間 ・保護者アンケートの実施
7	・「学校生活アンケート」の記入 ・Q-U調査(各学級) ・保護者アンケートの実施 ・ネットいじめ研修会(児童・保護者)	1	・「学校生活アンケート」の記入 ・ふわっと言葉運動(児童会) ・第2回いじめ対策委員会
8	・児童理解研修(外部講師を要請) ・問題行動等の調査・分析 ・グラウンド除草(ボランティア活動)	2	・「学校生活アンケート」の記入 ・カウンセリング週間(Q-U調査や「このごろのぼく・わたし」アンケートを生かした個人面談)
9	・「学校生活アンケート」の記入 ・挨拶運動(育成会)	3	・「学校生活アンケート」の記入 ・学校評価の結果集計、考察

※ 年間6回程度、良好な人間関係づくりのためのミニ構成的グループエンカウンターを実施する。

※ 人間関係や学習態度等に問題行動が見られた場合、適宜、全校集会を開き全体に指導する。

(5) 評価と改善

- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント(学校用)」の活用を図りながら、学校の取組について評価し、改善を行う。
- ・ 本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ・ いじめ防止対策における本校の取組を学校評議員会や地域団体（自治会、民生委員会の代表者等）に報告し、意見を伺い、改善に生かします。また、いじめ防止に向けて地域の協力を得るよう働きかける。